

伊佐市農業委員会第12回総会議事録

1. 開催日時 令和4年3月28日(月)午前9時01分から9時52分
2. 開催場所 菱刈庁舎 3階大会議室
3. 出席委員 (21人)

会 長 13番委員
委 員

農業委員		農地利用最適化推進委員	
2番委員	8番委員	1番推進委員	9番推進委員
4番委員	9番委員	2番推進委員	10番推進委員
5番委員	10番委員	3番推進委員	12番推進委員
6番委員	11番委員	4番推進委員	15番推進委員
7番委員	12番委員	6番推進委員	
		8番推進委員	

4. 欠席委員 (4人)

5. 議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名 5番委員 6番委員
- 第2 議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について
- 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定について
- 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更・除外・編入)申出」の意見決定について
- 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」の処分決定について
- 議案第5号「別段の面積(下限面積)」の決定について
- 議案第6号「職員の任免」について

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長
農地振興係書記 農地振興係書記

【開始時間 午前9時01分】

事務局長 おはようございます。只今より、令和3年度第12回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください。一同礼。

本日の出席人数は11名で、規定に達しておりますので総会は成立いたします。それでは、会長よろしく申し上げます。

議長 皆様おはようございます。

我々委員もあと何日ということで、3年間の任期が終了するわけですが、今回で勇退される方々、誠にお疲れ様でございました。ありがとうございました。また農業委員については、1日に辞令交付式があるということで、そちらの方もよろしく願いいたします。先日、事務局職員の異動内示がありまして、農業委員会でも追加議案でお配りしてありますが、該当者がいましたので職員の任免について協議していただくということになります。

それから、新型コロナについてですが、収まる兆しがありましたが、伊佐市については、2例のクラスターも発生し、また増えてきているということで、体に気を付けて活動していただければありがたいと思います。このようなことから、本日の総会もなるべくスピードを上げて終わらせたいと思いますので、皆様方のご協力をよろしく願いいたします。

本日の議事録署名委員を指名いたします。5番農業委員と6番農業委員をお願いいたします。総会時間中は、私語、雑談を禁止いたします。ご意見質問は、報告終了後をお願いいたします。

ただいまより総会を始めます。

————— 諸般報告 —————

議長 事務局より諸般の報告について、報告1号「農地法第18条第6項の規定による通知」、報告2号「農地の利用目的変更」について事務局の報告を求めます。

事務局 報告1号 農地法第18条第6項の規定による通知につきまして、資料1ページ農地法による解約が1件、資料2ページから9ページまで農業経営基盤強化促進法による解約が31件です。以上ご報告いたします。

事務局 資料10ページをお開き下さい。

報告第2号「農地の利用目的変更について」の整理番号1番につきまして、去る3月22日に事務局で現地調査を行いましたので報告いたしま

す。

番号1番の申請人 KMさんは、伊佐市大口山野に居住され、年齢は74歳です。

申請地は、伊佐市大口山野字中村2761番1、地目は田、地積は2,035㎡であります。

申請地は、山野小学校から北西へ約1.7kmに位置し、昭和57年に換地処分をされた農地であります。

自宅に隣接した農地であり、農機具倉庫が手狭になったため、今回新たに農機具倉庫を設置するために申請をされています。

なお、申請地は山野十曾土地改良区内の水田であることから、改良区からの意見書も添付されています。

以上のことから、本届出は適切であると思われまことを報告いたします。

ご審議方よろしくお願いたします。以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりました。質問をされる委員は挙手し委員番号をお願いいたします。質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

————— 議案第1号 —————

議長 なしということですので、只今から議案の審議に入ります。
議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について議題とします。事務局の報告を求めます。

事務局 議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定のうち、所有権移転について、説明いたします。11ページをご覧ください。番号1番の譲渡人は、伊佐市大口目丸に居住する STさんです。

譲受人は、伊佐市大口目丸に居住する認定農業者の NSさんで、年齢は45歳です。

土地の所在地は、大口目丸字出吉原280番2で、地目は田、地積は830㎡です。

大口東小学校から南西へ約1.2kmに位置する農用地区域内農地に指定されている良く管理された農地です。

続きまして、貸借について説明いたします。資料25ページ番号80番の NTさんと ADさんの利用権設定につきまして、取り下げの申し出がありましたので、資料から削除をお願いいたします。それでは26ペー

ジの総括表をご覧ください。取り下げがございましたので、この分の数字が変わります。期間は3年から30年で、面積は合計251,865㎡で利用権を設定する者の数は76人、設定を受ける者の数は39人です。土地の詳細については資料12ページから25ページ、番号1番から79番のとおりです。以上で説明を終わります。

ご審議方よろしくお願いたします。

議 長 只今、事務局の報告が終わりました。委員の皆さんご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
議案第1号について事務局の報告のとおり、決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 賛成多数。よって議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見については決定いたしました。

————— 議案第2号 —————

議 長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る処分決定について提案いたします。整理番号1番から12番まで一括で報告をお願いします。ご意見、ご質問は、全ての報告終了後お願いいたします。

整理番号1番について、7番農業委員の報告を求めます。

7 番 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定
農 業 委 員 のうち、整理番号1番につきまして、去る3月22日に現地調査をいたしましたので、7番が報告いたします。

申請人 UOさんは、伊佐市菱刈重留に居住され、年齢は57歳です。

渡し人 USさんは、伊佐市菱刈重留に居住され、年齢は94歳です。

申請地は、伊佐市菱刈重留字柳ヶ丸931番地1ほか1筆、地目は2筆とも田、地積は2筆合計で533㎡の所有権移転贈与になります。

受人の経営面積は17,713㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は自宅から約100m以内にあり現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書その他必要な書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号2番について、4番農業委員の報告を求めまます。

4番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号2番につきままして、去る3月22日に現地調査をいたしましたので、4番が報告いたします。

申請人 OKさんは、伊佐市大口田代に居住され、年齢は63歳です。

渡し人 MHさんは、伊佐市大口堂崎に居住され、年齢は61歳です。

申請地は、伊佐市大口田代字沖原1772番、地目は田、地積は2,147㎡の所有権移転売買になります。

受人の経営面積は8,164㎡で取得可能面積であります。農業従事者は4名で、通作距離は自宅から約100mで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書等が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号3番について、5番農業委員の報告を求めまます。

5番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号3番につきままして、去る3月23日に現地調査をいたしましたので、5番が報告いたします。

申請人 KSさんは、伊佐市大口鳥巢に居住され、年齢は83歳です。

渡し人 OAさんは、伊佐市大口鳥巢に居住され、年齢は64歳です。

申請地は、伊佐市大口鳥巢字屋祢添121番2で、地目は田、地積は1,104㎡の所有権移転売買になります。

受人の経営面積は7,650㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は自宅から約1kmに位置しており現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長

整理番号4番、5番、6番について、12番農業委員の報告を求めます。

12番
農業委員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号4番、5番、6番につきまして、去る3月19日に現地調査をいたしましたので、12番が報告いたします。

まず4番につきましては、申請人 Y Tさんは、伊佐市菱刈川北に居住され、年齢は57歳です。

渡し人 Y Mさんは、熊本県熊本市西区花園に居住される市外住民で年齢は80歳です。

申請地は、伊佐市菱刈川北字町口3006番で、地目は田、地積は1,790㎡の所有権移転売買になります。

5番につきまして報告いたします。

申請人 Y Tさんは、伊佐市菱刈川北に居住され、年齢は57歳です。

渡し人 K Hさんは、伊佐市菱刈川北に居住され、年齢は79歳です。

申請地は、伊佐市菱刈川北字寺後4293番で、地目は田、地積は360㎡の所有権移転売買になります。

6番につきまして報告いたします。

申請人 Y Tさんは、伊佐市菱刈川北に居住され、年齢は57歳です。

渡し人 Y Tさんは、熊本県熊本市西区花園に居住される市外住民で年齢は84歳です。

申請地は、伊佐市菱刈川北字下原田4167番で、地目は田、地積は3,057㎡の所有権移転売買になります。

受人は新規就農者ですが、営農計画書が添付されており水稻の作付けを計画されております。今回の取得面積が5,207㎡であることから取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は自宅から約0.5kmの範囲にあり現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として、全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長

整理番号7番、8番、9番、10番について、2番農業委員の報告を求めます。

2 番
農業委員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号7番、8番、9番、10番につきまして、去る3月22日に現地調査をいたしましたので、2番が報告いたします。

整理番号7番、8番、9番、10番の申請人 TYさんは、伊佐市大口木ノ氏に居住され、年齢は56歳です。

整理番号7番の渡し人 NTさんは、薩摩郡さつま町平川に居住される市外住民で年齢は70歳です。

申請地は、伊佐市大口木ノ氏字鳥居ヶ迫1719番1ほか1筆で、地目は全て田、地積は2筆合計で4,735㎡の所有権移転売買になります。

整理番号8番の渡し人 HTさんは、薩摩郡さつま町平川に居住される市外住民で年齢は66歳です。

申請地は、伊佐市大口木ノ氏字一ツ渡瀬1944番1で、地目は田、地積は1,216㎡の所有権移転売買になります。

整理番号9番の渡し人 AYさんは、薩摩郡さつま町虎居に居住される市外住民で年齢は75歳です。

申請地は、伊佐市大口木ノ氏木字洲平1773番1で、地目は田、地積は1,876㎡の所有権移転売買になります。

整理番号10番の渡し人 NTさんは、熊本県阿蘇郡西原村に居住される市外住民で年齢は72歳です。

申請地は、伊佐市大口木ノ氏字鳥居ヶ迫1720番1ほか2筆で、地目は全て田、地積は3筆合計で3,036㎡の所有権移転売買になります。

受人の経営面積は10,209㎡で取得可能面積であります。農業従事者は3名で、通作距離は自宅から約1km以内にあり現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまので許可相当と思われま。

添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議 長

整理番号11番について、11番農業委員の報告を求めます。

1 1 番
農業委員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号11番につきまして、去る3月18日に現地調査をいたしましたので、11番が報告いたします。

申請人 SNさんは、伊佐市菱刈下手に居住され、年齢は71歳です。

渡し人 NSさんは、伊佐市菱刈南浦に居住され、年齢は60歳です。

申請地は、伊佐市菱刈下手字中牟田2607番27ほか1筆、地目は全て畑、地積は2筆合計で878㎡の所有権移転売買になります。

受人は新規就農者ですが、今回の申請地と資料19ページ46番の利用権設定と合わせて3,963㎡で取得可能面積であります。新規就農営農計画書も添付されています。農業従事者は2名で、通作距離は自宅から約0.5kmにあり現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、この申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書等が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号12番について、10番農業委員の報告を求めまます。

10番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号12番につきまして、去る3月22日に現地調査をいたしましたので、10番が報告いたします。

申請人 THさんは、伊佐市大口篠原に居住され、年齢は68歳です。

渡し人 MHさんは、伊佐市大口里に居住され、年齢は89歳です。

申請地は、伊佐市大口里字羽柵田島2452番1で、地目は田、地積は1,187㎡の所有権移転売買になります。

受人の経営面積は25,495㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名と臨時雇用が3名の計5名で、通作距離は自宅から約3kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございまますので、お諮りいたします。

整理番号1番から12番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めまます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号1番から12番については許可が決定いたしました。

議長 整理番号13番、14番につきましては、この案件は10番推進委員が譲受人となっていますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき議事に参与できませんので、審議開始から終了まで退席をお願いします。

関係議案終了後に入室、着席していただきます。

それでは、10番推進委員の退席をお願いします。

(10番推進委員退席)

議長 整理番号13番、14番について、9番農業委員の報告を求めます。

9番農業委員 整理番号13番、14番は譲渡人が一緒ですので一括して報告いたします。

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号13番につきまして、去る3月22日に現地調査をいたしましたので、私9番が報告いたします。

申請人 TTさんは、伊佐市菱刈南浦に居住され、年齢は65歳です。

渡し人 WTさんは、鹿児島市皇徳寺台に居住される市外住民で、年齢は90歳です。

申請地は、伊佐市菱刈荒田字貫瀬戸1936番1ほか1筆で、地目は全て田、地積は2筆合計で1,189㎡の所有権移転売買になります。

受人の経営面積は22,779㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約2kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

続きまして整理番号14番につきまして、去る3月22日に現地調査をいたしましたので、私9番が報告いたします。

申請人 TTさんは、伊佐市菱刈南浦に居住され、年齢は65歳です。

渡し人 WHさんは、霧島市隼人町に居住される市外住民で、年齢は6

0歳です。

申請地は、伊佐市菱刈荒田字貫瀬戸1939番ほか4筆、地目は全て田、地積は5筆合計で6,384㎡の所有権移転売買になります。

受人の経営面積は22,779㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は自宅から約2kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書等が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号13番、14番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号13番、14番については許可が決定いたしました。

ここで、10番推進委員の入室をお願いします。

(10番委員着席)

議長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数14件について、14件の許可が処分決定いたしました。

————— 議案第3号 —————

議長 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更・除外・編入)申出」の意見決定について提案いたします。整理番号1番について、事務局の報告を求めます。

事務局 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更・除外・編入)申出」の意見決定についてのうち、整理番号1番につきまして、去る3月22日、申請人 株式会社E T氏の立会いのもと、事務局にて現

地調査を行いましたので報告いたします。

整理番号1番の申請者は、鹿児島市鷹師に所在する 株式会社E 代表取締役 SKさんで、一般法人です。

所有者は、伊佐市菱刈前目に居住される SHさんです。

申請地は伊佐市菱刈前目字檜木原5180番40で、地目は山林、地積は2,780㎡であります。

菱刈庁舎から北西へ約1.5kmに位置し、周囲の状況は、東及び西は山林、北側は転用予定地、南側は畑となっております。

太陽光発電施設を整備する計画で、除外後具体的な計画があり、周囲は農用地以外で2辺以上接しております。申請地を除外することで、農用地の集団化、農作業の効率化、担い手への利用集積に支障を及ぼす恐れはないと思われます。除外後の申請地は山林に該当し、転用可能かと思われます。

添付書類として、全部事項証明書、位置図、字図、転用計画配置図等が添付されております。以上のことから、除外はやむを得ないと判断いたしました。委員の皆様のご審議方よろしくお願ひいたします。

以上で報告を終わります。

議 長 事務局の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問ございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号1番について、意見決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 賛成多数。よって整理番号1番は、意見が決定いたしました。

議 長 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更・除外・編入)申出」の意見決定について、申請件数1件について1件の意見が決定いたしました。

————— 議案第4号 —————

議 長 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定につ

いて報告をお願いします。整理番号1番について2番農業委員の報告を求めます。

2番
農業委員

議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号1番につきまして、去る3月22日、申請人の代理人であるT行政書士の立会いのもと、8番推進委員、13番推進委員、私2番農業委員の3名で共同調査を行いましたので、2番が報告いたします。

譲受人は、伊佐市大口上町に居住されるKDさんで年齢は40歳です。

譲渡人は、鹿児島市吉野町に居住されているYMさんで市外住民です。

本申請は所有権移転売買で農地区分は第3種農地であり、転用目的は一般住宅です。

申請地は伊佐市大口里字青木ヶ島2801番1で、地目は田、地積は497㎡であります。

所在地は大口高校から西へ約200mに位置し、周囲の状況は、東側は田、西側は道路、南側は転用地、北側は田であり、周囲に与える影響はないかと思われま。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理計画書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議 長

2番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長

なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号1番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

賛成多数。よって整理番号1番は、処分決定いたしました。整理番号2

番について、6番農業委員の報告を求めます。

6番農業委員 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号2番について、去る3月22日、譲渡人のHTさんの立会いのもと、4番農業委員、15番推進委員、私6番農業委員の3名で共同調査をしましたので、6番が報告いたします。

譲受人は、兵庫県神戸市兵庫区中道通に所在のあるR株式会社で、一般法人です。

譲渡人は、伊佐市大口宮人に居住されるHTさんで、年齢は84歳です。

本申請は所有権移転売買で農地区分は第2種農地その他の農地であり、転用目的は太陽光発電施設及び資材置場で、パネル枚数348枚、49.5kWを予定しております。

申請地は、伊佐市大口宮人字太郎迫1736番3で、地目は畑、地積は3,843㎡です。

所在地は、ジャパンファームから南へ市道を挟んで約20mに位置しており、南側は山林、東側は太陽光発電施設、北側は宅地、西側に雑種地であり、転用することで周囲に与える影響はないかと思われま

す。添付書類として、申請書、法定添付書類一式、全部事項証明書、事業計画書、被害防除計画書及び誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 6番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号2番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号2番は、処分決定いたしました。整理番号3番について、4番農業委員の報告を求めます。

4 番 農 業 員	<p>議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号3番につきまして、去る3月22日、申請人の代理人である〇行政書士の立会いのもと、6番農業委員、15番推進委員、私4番農業委員の3名で共同調査を行いましたので、4番が報告いたします。</p> <p>譲受人は、福岡県福岡市博多区東光に所在のある J株式会社で一般法人です。</p> <p>譲渡人は、伊佐市大口宮人に居住されている SMさんで年齢は72歳です。</p> <p>本申請は所有権移転売買で農地区分は第2種農地その他の農地であり、転用目的は太陽光発電施設及び資材置場です。</p> <p>申請地は、伊佐市大口宮人字上尾下シ484番1、地目は田、地積は3,093㎡です。</p> <p>所在地は、北薩病院と社会福祉法人大一会との間で大一会から東へ約100mに位置しています。現地は農道がありますが、道幅が狭く路肩もあまり強くないように見えるため、立会人へ工事については十分な対処をされるよう3人の意見として申し述べさせていただきました。西側と北側が崖になった山林、東側は道路と水路、南側が田であります。</p> <p>添付書類として、申請書、全部事項証明書、地理院の地図、所在図、設計図、残高証明書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書、会社定款、委任状等が添付されております。</p> <p>調査の結果、この申請については周囲へ与える影響はないと思われることから、3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。周囲の集落との話し合いも十分重ねられるよう事務局側から立会人へ申し述べておられる状況でした。</p> <p>委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>4番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議 長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。</p> <p>整理番号3番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p>

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号3番は、処分決定いたしました。整理番号4番について、8番農業委員の報告を求めます。

8番農業委員 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号4番について、去る3月22日、申請人の代理人であるO行政書士とK土地家屋調査士の立会いのもと、11番推進委員、8番農業委員の2名で共同調査を行いましたので、私8番が報告いたします。

譲受人は、伊佐市大口里に居住されるTNさんで、年齢は30歳です。

譲渡人は、伊佐市大口小木原に居住されているTYさんで、年齢は65歳です。二人は親子になります。

申請地は、伊佐市大口小木原字日勝山506番3で、地目は畑、地積は559㎡です。

本申請は所有権移転贈与で農地区分は第2種農地その他の農地であり、転用目的は一般住宅です。

所在地は、こつがら団地より東へ約700mに位置しており、南側は宅地と畑、東側は畑、北側は畑、西側は宅地であり、転用することで周囲に与える影響はないかと思われます。

また、一般住宅はおおむね500㎡以内の転用基準となっておりますが、建築敷地面積が459㎡で進入路部分に100㎡を利用する計画であります。

添付書類として、位置図、地籍図、測量図、建物に関する各書類、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、土地改良区意見書、転用に関する誓約書、字図、申請面積の超過に対する理由書、委任状等が添付されております。

調査の結果、この申請については2名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 8番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号4番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求

めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号4番は、処分決定いたしました。

議長 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数4件について、4件が処分決定いたしました。

————— 議案第5号 —————

議長 議案第5号農業委員会が定める「別段の面積（下限面積）」農地法第3条第2項第5項の決定について、事務局の報告を求めます。

事務局 議案第5号「別段の面積（下限面積）」の決定について、ご説明いたします。平成21年の農地法の改正により農業委員会が農林水産省令に定める基準に伴い、市町村の区域のうち全部または一部について、これらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときは「その面積を農地法第3条第2項第5号の下限面積として定めることができる」とあります。

伊佐市では、平成27年4月20日より、①市内全域を30aと定め、また、平成29年10月1日から②特例農地として、空き家バンクに付属する農地を下限面積1㎡と定めております。なお、農地法施行規則第17条第1項第3号にて、設定する面積未滿の農家、つまり30a未滿の農家が、全体の農家数に対し100分の40を下回ってはならないとされておりますが、令和4年3月現在、伊佐市における30a未滿の農家は全体の農家数の約46%となっており、これを満たしております。

よって、令和4年度も引き続き①②の形で運用させていただきたいと考えておりますが、委員の皆さまのご審議方をよろしく願いいたします。

議長 事務局の説明がありました。当市は平成27年から30aとなっておりますが、これを変更するか否かを委員の皆さんにお聞きしたいと思います。委員の意見を求めます。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 事務局の案のとおり30aと1㎡でよろしいでしょうか。

(「はい」という声、多数あり。)

議長 当市では下限面積を現行のまま原則として30a、空き家バンクに付属する農地の下限面積を1㎡とすることによろしいでしょうか。よろしい方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 賛成多数。議案第5号農業委員会が定める「別段の面積（下限面積）」農地法第3条第2項第5号について、伊佐市農業委員会が定める下限面積は30aと特例農地については1㎡とすることにいたします。

議長 議案第6号「職員の任免」について議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 追加の総会資料としてお配りした案件であります。議案第6号「職員の任免」についてご説明申し上げます。

令和4年4月1日付け人事異動について、3月22日伊佐市市職員の異動内示の発表がありました。

これに伴いまして、農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定により「職員は農業委員会が任免する」ことになっていますが、市長部局の条例等の関係で異動発表後の任免となりますことをご了承ください。農業委員会事務局も、次の職員が異動になりました。それでは発表いたします。

まず転出職員につきましては、〇農地振興係主事が教育委員会文化スポーツ課へ異動になりました。

続きまして転入職員は、農地振興係に主事のKKさんが会計課管理係から転入となります。

以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
議案6号「職員の任免」について、事務局の説明のとおり任免することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって、議案第6号「職員の任免」については承認されました。

議長 その他、事務局お願いします。

事務局 総会資料の最終ページをお開きください。3月の月例報告をします。去る4日、3月の定例常設審議委員会が鹿児島市でありまして、会長と事務局職員が出席しております。22日、現地調査を一斉にしております。28日、本日ですが第12回農業委員会の総会です。

4月の行事予定ですが、1日に第1回農業委員会総会を開催いたします。8日に4月の定例常設審議委員会が鹿児島市であります。11日に農地利用最適化推進委員への委嘱状交付、そのあと農業委員・推進委員合同研修会を計画しております。21日が現地調査です。28日が第2回の農業委員会の総会です。月例報告は以上です。

議長 その他、皆様方からご意見、質問はございませんか。

事務局 毎月の報告に関してですが、令和3年度中の締め切りが本日となっております。本日届けられない場合は、30日の午前中までに提出をお願いします。

議長 他にないでしょうか。

(「なし」という声、あり。)

事務局 以上で、令和3年度第12回農業委員会総会を終了します。姿勢を正してください。一同礼。おつかれ様でした。

【終了時間 午前9時52分】

前記のように会議の顛末を記載してその内容に相違ないことを証する。

伊佐市農業委員会

会 長 会 長

伊佐市農業委員 5 番

伊佐市農業委員 6 番